

別紙 1

利用料

(1) 利用料 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって払い戻しを受ける事ができます。

居宅介護支援費（一月につき）	要介護度 1・2	11,620 円
	要介護度 3・4・5	15,097 円
	*特定事業所加算（Ⅱ）	4,504 円

その他の加算(加算対象時に一月につき)

①	初回加算	3,210 円	
②	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,675 円	
③	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,140 円	
④	退院・退所加算	カンファレンス無 1 回	4,815 円
		カンファレンス有 1 回	6,420 円
		カンファレンス無 2 回	6,420 円
		カンファレンス有 2 回	8,025 円
		カンファレンス有 3 回	9,630 円
⑤	通院時情報連携加算	535 円	
⑥	ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円	

(2) 交通費 サービスを提供する地域にお住いの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

補足説明

※ 1・特定事業所加算(Ⅱ)について

この加算は下記の状態が満たされている時に加算がつきます。

- ① 主任介護支援専門員を配置している事
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置している事
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたって留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的で開催している事
- ④ 24 時間体制を確保し、かつ必要に応じて利用者らの相談に対応する体制を確保している事
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している事
- ⑥ 地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している事
- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ⑧ 特定事業所集中減算の適応を受けていない事
- ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 50 名未満であること
- ⑩ 介護支援専門員実務研修の実習に協力体制を確保していること

- ⑪ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を計画的に実施していること
 - ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- 各加算については加算の条件を満たしていなければ加算はつきません